

あなたの総トン数、20トン以上になっていませんか？

総トン数が増えたと感じる場合は、**改造**を行うと**測度**が必要です！

小型船舶に改造を行い総トン数が増えたとすると、小型船舶検査機構(小型漁船は都道府県)での手続きが必要となるほか、総トン数が20トン以上になると、運輸局による測度等が必要となります。

手続きを怠ると、罰則が適用となることがあります。自己点検表を参考に確認をお願いします。

また、運輸局では、立入検査の実施等により総トン数の適正化を図っています。

立入検査の際には、メジャーによる実測を行う場合がありますので御協力をお願いします。

なお、総トン数等に関する問い合わせ、ご相談は、下記において受け付けております。

中国運輸局 海上安全環境部  
 海事技術専門官（船舶測度官）  
 広島県広島市中区上八丁堀6番30号  
 電話082(228)8794 Fax.082(228)3468

[参考]

自己点検表(小型船舶用)

船名		船舶番号	
総トン数		船質	
船舶所有者 (運航者)			
点検項目			点検結果
1. 閉囲場所(船体、上部構造物(甲板室及び覆い等))及び除外場所(開口を有する上部構造物等)			
閉囲場所	甲板室等の新設、増設又は撤去を行っていませんか。 		適 / 否
除外場所	開口を閉鎖等していませんか。 		適 / 否
2. 表示事項			
船舶番号	船舶番号は適切に表示されていますか。 例: 270 - ... 123 広島		適 / 否
船体識別番号	船体識別番号は船尾外板等に適切に表示されていますか。 例: HL-HXAB74A33G293 又は  JP-MLIT0123456A		適 / 否